

○旭川工業高等専門学校運営懇話会規程

(平成15. 3. 11 達第12号)

改正 平成19. 3. 13 達第31号

旭川工業高等専門学校運営懇話会規程

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、広く学外の有識者から意見を求めるため、旭川工業高等専門学校運営懇話会(以下「運営懇話会」という。)を置く。

(任務)

第2条 運営懇話会は、本校の運営に関し、校長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(委嘱)

第3条 運営懇話会の委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ、本校の充実に関心と理解のある学外者のうちから、校長が委嘱する。

(組織)

第4条 運営懇話会は、10名以内の委員で組織する。

(任期)

第5条 運営懇話会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 運営懇話会に会長及び副会長1名を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、運営懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(事務)

第7条 運営懇話会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営懇話会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年3月11日から施行する。

2 この規程施行後、最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成19. 3. 13 達第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。